

令和6年度における沖縄地区の下請法の運用状況等について

令和7年6月19日

内閣府沖縄総合事務局

総務部公正取引課

第1 下請法の運用状況

1 定期調査の実施状況（第1表参照）

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的な調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

定期調査は、内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引課（以下「沖縄公正取引課」という。）管内（以下「沖縄地区」という。）に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者1,000名（製造委託等^{（注1）}563名、役務委託等^{（注2）}437名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者1,664名（製造委託等835名、役務委託等829名）を対象に実施した。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 定期調査の実施状況

[単位：名]

年度	区分	親事業者調査		下請事業者調査	
		全国	沖縄	全国	沖縄
令和6年度		90,000	1,000	330,000	1,664
	製造委託等	53,144	563	214,316	835
	役務委託等	36,856	437	115,684	829
令和5年度		80,000	1,026	330,000	1,320
	製造委託等	46,900	577	199,138	498
	役務委託等	33,100	449	130,862	822
令和4年度		70,000	778	300,000	1,003
	製造委託等	37,993	402	176,799	340
	役務委託等	32,007	376	123,201	663

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は97件（製造委託等40件、役務委託等57件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及

び下請事業者を対象に行った定期調査によるものが 96 件（製造委託等 40 件、役務委託等 56 件）、下請事業者からの申告によるものが 1 件（情報成果物作成委託 1 件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は 92 件（製造委託等 40 件、役務委託等 52 件）であり、このうち 80 件（製造委託等 32 件、役務委託等 48 件）について指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第 2 表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数				処理件数				
		定期調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告	指導	小計		
令和 6 年度	全国	8,152	119	1	8,272	21	8,230	8,251	55	8,306
	沖縄	96	1	0	97	0	80	80	12	92
製造委託等	全国	5,369	85	1	5,455	17	5,420	5,437	31	5,468
	沖縄	40	0	0	40	0	32	32	8	40
役務委託等	全国	2,783	34	0	2,817	4	2,810	2,814	24	2,838
	沖縄	56	1	0	57	0	48	48	4	52
令和 5 年度	全国	8,120	112	0	8,232	13	8,268	8,281	47	8,328
	沖縄	66	0	0	66	0	56	56	10	66
製造委託等	全国	5,244	62	0	5,306	12	5,329	5,341	21	5,362
	沖縄	33	0	0	33	0	30	30	3	33
役務委託等	全国	2,876	50	0	2,926	1	2,939	2,940	26	2,966
	沖縄	33	0	0	33	0	26	26	7	33
令和 4 年度	全国	8,188	79	0	8,267	6	8,665	8,671	86	8,757
	沖縄	53	0	0	53	0	50	50	4	54
製造委託等	全国	5,063	44	0	5,107	6	5,305	5,311	53	5,364
	沖縄	21	0	0	21	0	19	19	2	21
役務委託等	全国	3,125	35	0	3,160	0	3,360	3,360	33	3,393
	沖縄	32	0	0	32	0	31	31	2	33

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第 3 表参照）

ア 指導を行った事件における下請法違反行為を類型別にみると、合計で 122 件となっており、このうち、製造委託等に係るものが 52 件、役務委託等に係るものが 70 件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第 3 条又は第 5 条

違反)は70件(類型別件数の合計の57.4%)となっており、このうち、製造委託等に係るものが32件、役務委託等に係るものが38件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反(下請法第4条違反)は52件(類型別件数の合計の42.6%)である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が36件(実体規定違反に係る類型別件数の合計の69.2%)、②下請代金の減額が13件(同25.0%)、③買ったたきが2件(同3.8%)等となっている。

(7) 製造委託等に係る実体規定違反は20件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が12件(製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の60.0%)、②下請代金の減額が7件(同35.0%)、③利益提供要請が1件(同5.0%)となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は32件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が24件(役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の75.0%)、②下請代金の減額が6件(同18.8%)、③買ったたきが2件(同6.3%)となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位: 件]

区分 年度		手続規定違反				実体規定違反													合計
		書面交付義務	書類保存義務	虚偽報告	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割引困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置	小計		
令和6年度	全国	5,944	633	3	6,580	42	4,094	1,263	17	852	39	73	309	408	80	0	7,177	13,757	
	沖縄	58	12	0	70	0	36	13	0	2	0	0	0	1	0	0	52	122	
製造委託等	全国	4,057	414	2	4,473	37	2,570	948	16	507	24	71	294	350	53	0	4,870	9,343	
	沖縄	28	4	0	32	0	12	7	0	0	0	0	0	1	0	0	20	52	
役務委託等	全国	1,887	219	1	2,107	5	1,524	315	1	345	15	2	15	58	27	0	2,307	4,414	
	沖縄	30	8	0	38	0	24	6	0	2	0	0	0	0	0	0	32	70	
令和5年度	全国	6,151	556	3	6,710	48	3,995	1,090	21	879	41	61	197	348	73	0	6,753	13,463	
	沖縄	44	3	0	47	0	28	7	0	0	1	1	0	0	0	0	37	84	
製造委託等	全国	4,149	335	3	4,487	43	2,352	827	20	558	20	60	187	292	38	0	4,397	8,884	
	沖縄	26	2	0	28	0	11	5	0	0	1	1	0	0	0	0	18	46	
役務委託等	全国	2,002	221	0	2,223	5	1,643	263	1	321	21	1	10	56	35	0	2,356	4,579	
	沖縄	18	1	0	19	0	17	2	0	0	0	0	0	0	0	0	19	38	
令和4年度	全国	6,697	834	0	7,531	49	4,069	1,273	22	913	50	71	225	349	73	4	7,098	14,629	
	沖縄	36	6	0	42	0	27	16	0	2	0	0	0	0	0	0	45	87	
製造委託等	全国	4,271	492	0	4,763	36	2,273	860	19	524	31	61	211	278	52	3	4,348	9,111	
	沖縄	13	3	0	16	0	11	3	0	0	0	0	0	0	0	0	14	30	
役務委託等	全国	2,426	342	0	2,768	13	1,796	413	3	389	19	10	14	71	21	1	2,750	5,518	
	沖縄	23	3	0	26	0	16	13	0	2	0	0	0	0	0	0	31	57	

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるので、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（第4表及び第5表参照）

令和6年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者6名^{（注1）}から、下請事業者100名^{（注1）}に対し、遅延利息の支払等について、総額107万円^{（注2）}の原状回復が行われた。

（注1）親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

（注2）原状回復額は後記イの令和5年度の「沖縄」分を除き、1万円未満を切り捨てている。

以下同じ。

ア 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者5名から、下請事業者46名に対し、101万円の遅延利息が支払われた（第4表参照）。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年度	項目	支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額（原状回復額）
令和6年度	全国	65名	1,411名	5,678万円
	沖縄	5名	46名	101万円
令和5年度	全国	87名	1,800名	2億4795万円
	沖縄	5名	8名	8万円
令和4年度	全国	95名	1,836名	1億4064万円
	沖縄	2名	47名	78万円

イ 下請代金の減額事件においては、親事業者1名から、下請事業者54名に対し、6万円の減額分が返還された（第5表参照）。

第5表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年度	項目	支払を行った親事業者数	支払を受けた下請事業者数	支払の年度総額（原状回復額）
令和6年度	全国	52名	1,117名	10億164万円
	沖縄	1名	54名	6万円
令和5年度	全国	57名	3,747名	33億2274万円
	沖縄	1名	3名	2,915円
令和4年度	全国	64名	4,046名	8億5561万円
	沖縄	1名	5名	1万円

第2 中小事業者等の取引適正化に向けた取組

公正取引委員会は、企業間取引の適正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和6年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習

(1) 基礎講習

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした基礎講習の実施に加え、講習動画を公正取引委員会ウェブサイト上で公開している。

令和6年度においては、沖縄公正取引課では、基礎講習会を3回実施し、公正取引委員会ウェブサイト上で公開している講習動画を内閣府沖縄総合事務局広報誌「群星」で案内した。

(2) 下請取引適正化推進月間

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請取引適正化の推進に関する講習を実施するなどの普及啓発活動を実施している。

令和6年度においては、沖縄公正取引課では、公正取引委員会ウェブサイトで配信した下請取引適正化推進講習動画を内閣府沖縄総合事務局広報誌「群星」及び公式SNSで案内した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。令和6年度においては、沖縄公正取引課では55件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等の下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和6年度における沖縄地区の下請取引等改善協力委員（定員）は3名である。

令和6年度においては、7月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

令和6年度における主な指導事件

1 書面の交付義務（第3条）

- 厨房機器の加工等を下請事業者に委託しているA社は、発注時に交付する書面には必要記載事項の一部である検査完了期日を記載せず、別途下請事業者に交付している書面に検査完了期日を記載していたところ、相互の書面の関連付けがなされていなかった。

2 書類の作成・保存義務（第5条）

- ボーリング調査等を下請事業者に委託しているB社は、一部の下請事業者について、下請事業者の給付の内容等の必要記載事項を記載した書類を2年間保存していなかった。

3 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）

- Webコンテンツの制作等を下請事業者に委託しているC社は、一部の下請事業者に対し、支払期日を定めていないことから、下請事業者の給付の受領日が支払期日とみなされるところ、当該支払期日までに下請代金を支払っていなかった。

4 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）

- 建物の清掃等を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者と書面で合意していないにもかかわらず、下請代金を下請事業者の金融機関の口座へ振り込む際の手数料を下請事業者に負担させ、支払うべき下請代金の額から差し引くことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減じていた。

5 買いたたきの禁止（第4条第1項第5号）

- 荷主から請け負う貨物の運送を下請事業者に委託しているE社は、労務費、エネルギーコスト等の運送業務に係るコストが上昇したため、下請事業者が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で回答することなく取引価格を据え置いていた。

6 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）

- 機械装置の製造等を下請事業者に委託しているF社は、自社が所有する金型を下請事業者に貸与しているところ、当該金型を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、下請事業者に当該金型を自己のために無償で保管させていた。